いじめ問題対策マニュアル

平成２９年度

長野市立豊野西小学校

いじめの定義

いじめとは、「子どもが一定の人間関係のある者から、心理的・物理的攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」で、「いじめか否かの判断は、いじめられた子どもの立場に立って行うよう徹底させる」としています。（文部科学省）
つまり、「強い・弱い」等の印象や子どもの様子、回数にとらわれ、表面的・形式的に深刻さを判断することのないよう、いじめられた子どもの立場に立って判断することが求められています。

１ いじめ問題についての基本認識

■ いじめは人間として絶対に許されない

〇「いじめは人間として絶対に許されない」「いじめられている子どもを必ず守り通す」ということ。
〇いじめは重大な人権侵害であるとともに、暴力をふるう、金品を盗む、金品をたかる、誹謗中傷などは犯罪行為であるということ。

■ いじめの特徴

－いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの子どもにも
起こりうるものです－

〇いじめの構造

いじめは、単にいじめを受けている子どもといじめている子どもとの関係だけでとらえることはできません。いじめは「四層構造」になっています。

いじめを受けている子ども	いじめている子ども	周りではやし立てる	見て見ぬふりをする
（被害者）	（加害者）	子ども（観衆）	子ども（傍観者）

観衆や傍観者の立場にいる子どもも、結果としていじめを助長していることになります。
また、いじめられている子どもといじめている子どもとの関係は、立場が逆転する場合もあります。
傍観者が仲裁者となれるような指導を行うことが大切です。

〇いじめの様態

・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる。
・仲間はずれ、集団による無視をされる。
・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
・金品をたかられる。
・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
・いやなこと、恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる。

○いじめられている子どもの気持ち

・自尊心を傷つけられたくない、親に心配をかけたくない、（告げ口したとして）さらにいじめられるのではないか等の不安な気持ちから、いじめられている事実を言わないことが多くなります。
・屈辱をこらえ、平静を装ったり、明るく振る舞ったりすることがあります。
・「自分に原因があるから」と自分を責め、自分の存在を否定する気持ちに陥ることがあります。
・ストレスや欲求不満の解消をほかの子どもに向けることがあります。

○いじめている子どもの気持ち

・いじめの深刻さを認識しないで、からかいやいたずら等の遊び感覚でいじめを行います。
・自分がいじめのターゲットにならないよう、いじめに加わることがあります。
・いじめられる側にも問題があると考え、いじめの行為を正当化して考えていることがあります。

○いじめの原因

・学校、家庭、地域社会にある様々な要因を背景として、子どものストレスのはけ口の手段としていじめが発生します。
・相手の人権の配慮に欠け、差異（個性）を柔軟に受け入れることができないことにより、いじめが発生します。

2 いじめの未然防止のために

■　いじめを許さない学校・学級づくり

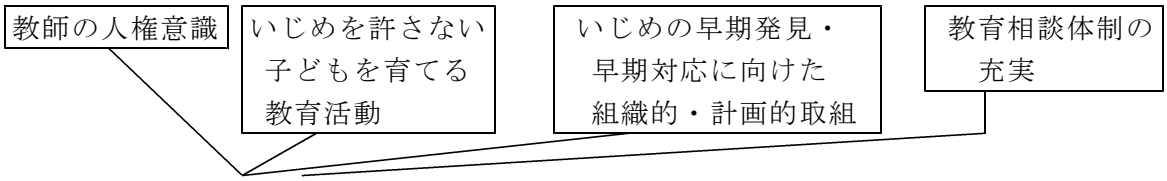

未然防止の取組の重要性－いじめを許さない子どもを育てる－

・学校生活の中では、子ども同士のトラブルは、ある意味、日常的なものと言えます。しかし、そうしたトラブルがいじめへと発展していくことないように、未然防止を図ることが何よりも重要です。
・「発生してから対応する（事後対応）」という考え方から、「問題が発生しにくい学校風土を作る（未然防止）」という考え方への転換が求められるようになっています。そこには、すべての児童生徒を対象に、健全な社会性をはぐくみ、当たり前のことを当たり前に行っていく、善いことは善い、悪いことは悪いと伝えていくことが、学校教育本来の活動であるという考え方があります。
・いじめが起きないように努力すること、起きた後の対応ばかりに力を注ぐのではなく、起きにくくするために力を尽くすという考え、つまり、本当に求められる対応というのは、被害者を守るという意味だけの未然防止策ではなく、加害者にさせないという意味での未然防止策が求められています。

■ いじめの未然防止に向けての手だて

○ 学級経営を充実させる

・子どもに対する教師の受容的、共感的態度により、子ども一人一人のよさが発揮され、互いを認め合う学級を作ります。
・子どもの自発的、自治的活動を保障し、規律と活気のある学級集団づくりをすすめます。
・正しい言葉遣いができる集団を育てます。←いじめの大半は言葉によるものです。「キモイ」「ウザイ」「死ね」などの人権意識に欠けた言葉遣いへの指導が重要です。
・学級のルールや規範がきちんと守られるような指導を継続して行います（特に年度始め）。また、改善に向けて、粘り強く毅然とした指導を徹底することも重要です。

・児童生徒の実態を質問紙調査や欠席・遅刻・早退の日数等（客観的に測定でき、繰り返し実施可能な尺度）の活用により把握します。
・担任として、自らの学級経営の在り方を定期的に見つめ直し、見通しをもってすすめることが重要です。

▲担任と子どもたちが、いわゆる「なれあい」になっている学級は、いじめが発生しやすい傾向があるとの研究結果もあります。

○ 授業中における生徒指導の充実

・「自己決定」「自己存在感」「共感的人間関係」のある授業づくりをすすめます。
・「楽しい授業」「わかる授業」を通して子どもたちの学び合いを保障します。

○ 道徳

・いじめを題材として取り上げることを指導計画に位置付け、いじめを許さない心情を深める授業を工夫するとともに、人権意識の高揚を図ります。
・思いやりや、生命・人権を大切にする指導の充実に努めます。

○ 学級活動

・いじめを題材として取り上げ、いじめの未然防止や解決の手だてについて話し合います。
・話合い活動を通して、いじめにつながるような学級の諸問題の解決を図ります。
・発達段階に応じて、いじめの心理について学習します。
・学級内のコミュニケーションを活性化するため、構成的グループ・エンカウンター等の社会性を育てるプログラムを活用し、学習します。
・人間関係のトラブルや、いじめの問題に直面した時の対処の仕方を、ソーシャルスキルトレーニング（相手の気持ちを気遣うスキルや自分の気持ちを伝えるスキル）等を活用し、学習します。

○ 学校行事

・子どもたちが挑戦することで、達成感や感動、人間関係の深化が得られる行事を企画し、実施します。

○ 児童会活動

・子どもが、自分たちの問題としていじめの予防と解決に取り組めるよう、児童会活動をすすめます。
（実践例）・児童会による「思いやりの心宣言」

3 いじめの早期発見について

■ いじめを発見する手だて

○教師と子どもとの日常の交流をとおした発見

・生活ノートやチャンス相談、休み時間や昼休み、放課後の雑談の機会に、気になる様子に目を配ります。

○複数の教員の目による発見

・多くの教師が様々な教育活動を通して子どもたちにかかわることにより、発見の機会を多くします。
・教室から職員室へ戻る経路を時々変えたり、子どものトイレを利用したりすることも、気になる場面の発見につながります。
・休み時間、昼休み、放課後の校内巡回を計画的に行うことも、発見を容易にします。

○アンケート調査

・いじめも含めた「悩みごとアンケート」等の調査を学校全体で計画的に取り組むことが必要です。
・アンケートの集計や分析には、担任を中心に複数の教員であたり、記述内容の分析などにはスクールカウンセラー等の専門的な立場からの助言を得ることも有効です。
・学年始めや長期休暇明けなど、子どもの人間関係に変化が訪れる時期や、学年末でクラス替えなどに不安を感じる頃に実施することも有効です。
〇教育相談をとおした把握
・学校全体として定期的な面談の実施や、子どもが希望をする時には面談ができる体制を整えておくことが必要です。
・面談方法や面接結果について、スクールカウンセラー等から専門的な立場からの助言を得ます。
〇児童会が主体となった取組
・児童会により、いじめ防止を訴え、解決を図れるような自発的、自治的な活動に取り組めるよう支援します。

■ 学級内の人間関係を客観的にとらえる

〇学級内での人間関係のトラブルが潜在化し、いじめに発展しているケースもあります。担任の思い込みを避けるためには、教師の間の情報交換や各種調査による点検も必要です。

■ いじめを訴えることの意義と手段の周知

〇いじめを訴えることは、人権と命を守ることにつながる立派な行為であることを日頃から指導しましょう。
〇学校へのいじめの訴えや相談方法を家庭や地域に周知します。
〇関係機関（いじめ対策室・市町村や警察の相談機関等）へのいじめの訴えや相談方法を家庭や地域に周知します。
・関係機関の連絡先を配布物やポスター等で繰り返し周知します。
・相談カード等を所持しているかを確認します。
〇匿名による訴えへの対応
・匿名で訴えたい気持ちに理解を示すとともに、早期に確実にいじめを解決するためには氏名等の情報を得る必要があることを伝え、相談機関は秘密を厳守して、意向に添った対応をしてくれることを周知します。

■ 保護者や地域からの情報提供

〇日頃から、いじめ問題に対する学校の考え方や取組を保護者や家庭に周知し、共通認識に立った上で、いじめの発見に協力を求めるとともに、保護者からの訴えに耳を傾けましょう。
〇保護者が子どもの変化を読み取れるよう「チェックポイント」などを知らせるとともに、いじめを発見した際の学校への連絡方法等を周知しておきましょう。

4 いじめの発見から解決まで

■ 発見から指導、組織的対応の展開

1 いじめの情報のキャッチ

・いじめが疑われる言動を目撃
・生活ノート等から気になる言葉を発見
・子どもや保護者からの訴え
・「悩みアンケート」から発見
・同僚からの情報提供

→独断で判断して、解決を焦らない
↓
必ず報告

▲報告を受けた担任が陥り易い傾向
・自分の責任と思い詰め、自分だけで解決しようとする
・指導力が否定されたと感じる
・解決を焦る

↓

最初に認知した教職員 → 学級担任 / 学年主任 → 生徒指導担当 → 校長教頭

2 対応チームの編成

校長（教頭）、生徒指導主事（主任）、学年主任、担任、当該学年教員、養護教諭、スクールカウンセラー等

＊事案に応じて、柔軟に編成する。

3 対応方針の決定・役割分担

(1) 情報の整理
・いじめの態様、関係者、被害者、加害者、周囲の子どもの特徴

(2) 対応方針
・緊急度の確認「自殺」、「不登校」、「脅迫」、「暴行」等の危険度を確認
・事情聴取や指導の際に留意すべきことを確認

(3) 役割分担
・被害者からの事情聴取と支援担当　・加害者からの事情聴取と指導担当
・周囲の児童生徒と全体への指導担当・保護者への対応担当・関係機関への対応担当

4 事実の究明と支援・指導

(1) 事実の究明

いじめの状況、いじめのきっかけ等をじっくり聴き、事実に基づく指導を行えるようにする。
聴取は、被害者→周囲にいる者（冷静に状況をとらえている者）→加害者の順に行う。

＜事情聴取の際の留意事項＞

〇いじめられている子どもや、周囲の子どもからの事情聴取は、人目につかないような場所や時間帯に配慮して行う。
〇安心して話せるよう、その子どもが話しやすい人や場所などに配慮する。
〇関係者からの情報に食い違いがないか、複数の教員で確認しながら聴取をすすめる。
〇情報提供者についての秘密を厳守し、報復などが起こらないように細心の注意をはらう。
〇聴取を終えた後は、当該児童生徒を自宅まで送り届け、教師が保護者に直接説明する。

＜事情聴取の段階でしてはならないこと＞

▲いじめられている子どもといじめている子どもを同じ場所で事情を聴くこと。
▲注意、叱責、説教だけで終わること。
▲双方の言い分を聞いて、すぐに仲直りを促すような指導をすること。
▲ただ単に謝ることだけで終わらせること。

▲当事者同士の話し合いによる解決だけを促すような指導を行うこと。

5 いじめの被害者、加害者、周囲の児童への指導

⑴ 被害者（いじめられた子ども）への対応

【基本的な姿勢】

〇いかなる理由があっても、徹底していじめられた子どもの味方になる。

〇子どもの表面的な変化から解決したと判断せず、支援を継続する。

【事実の確認】

〇担任を中心に、子どもが話しやすい教師が対応する。

〇いじめを受けた悔しさやつらさにじっくりと耳を傾け、共感しながら事実を聞いていく。

【支援】

〇学校はいじめている側を絶対に許さないことや今後の指導の仕方について伝える。

〇自己肯定感の喪失を食い止めるよう、子どものよさや優れているところを認め、励ます。

〇いじめている側の子どもとの今後の付き合い方など、行動の行方を具体的に指導する。

〇学校は安易に解決したと判断せず経過を見守ることを伝え、いつでも相談できるように学校や信頼できる教師の連絡先を教えておく。

▲「君にも原因がある」とか「がんばれ」などという指導や安易な励ましはしない。

【経過観察】

〇生活ノートの交換や面談等を定期的に行い、不安や悩みの解消に努める。

〇自己肯定感を回復できるよう、授業、学級活動等での活躍の場や、友人との関係づくりを支援する。

⑵ 加害者（いじめた子ども）への対応

【基本的な姿勢】

〇いじめを行った背景を理解しつつ、行った行為に対しては毅然と指導する。

〇自分はどうすべきだったのか、これからどうしていくのかを内省させる。

【事実の確認】

〇対応する教師は中立の立場で事実確認を行う。

〇話しやすい話題から入りながら、うそやごまかしのない事実確認を行う。

【指導】

〇被害者の辛さに気付かせ、自分が加害者であることの自覚をもたせる。

〇いじめは決して許されないことをわからせ、責任転嫁等を許さない。

〇いじめに至った自分の心情やグループ内等での立場を振り返らせるなどしながら、今後の行動の仕方について考えさせる。

〇不平不満、本人が満たされない気持ちなどをじっくり聴く。

【経過観察等】

〇生活ノートや面談などを通して、教師との交流を続けながら成長を確認していく。

〇授業や学級活動等を通して、エネルギーをプラスの行動に向かわせ、よさを認めていく。

⑶ 観衆、傍観者への対応

【基本的な指導】

〇いじめは、学級や学年等集団全体の問題として対応していく。

〇いじめの問題に、教師が児童生徒とともに本気で取り組んでいる姿勢を示す。

【事実確認】

〇いじめの事実を告げることは、「チクリ」などというものではないこと、辛い立場にある人を救うことであり、人権と命を守る立派な行為であることを伝える。

【指導】
〇周囲ではやし立てていた者や傍観していた者も、問題の関係者として事実を受け止めさせる。
〇被害者は、観衆や傍観者の態度をどのように感じていたかを考えさせる。
〇これからどのように行動したらよいのかを考えさせる。
〇いじめの発生の誘引となった集団の行動規範や言葉遣いなどについて振り返らせる。
〇いじめを許さない集団づくりに向けた話し合いを深める。
【経過観察等】
〇学級活動や学校行事等を通して、集団のエネルギーをプラスの方向に向けていく。
〇いじめが解決したと思われる場合でも、十分な注意を怠らず、継続して指導を行っていく。

■ 保護者との連携

⑴ いじめられている子どもの保護者との連携
・事実が明らかになった時点で、速やかに家庭訪問を行い学校で把握した事実を正確に伝える。
・学校として徹底して子どもを守り、支援していくことを伝え、対応の方針を具体的に示す。
・対応経過をこまめに伝えるとともに、保護者からの子どもの様子等について情報提供を受ける。
・いじめの全貌がわかるまで、相手の保護者への連絡を避けることを依頼する。
・対応を安易に終結せず、経過を観察する方針を伝え、理解と協力を得る。
＊保護者の不信をかう対応
▲保護者からの訴えに対し、安易に「うちのクラスにはいじめはない」などと言う。
→事実を調べ、いじめがあれば子どもを必ず守る旨を伝える。
▲「お子さんにも問題があるからいじめにあう」などの誤った発言をする。
▲電話で簡単に対応する。
⑵ いじめている子どもの保護者との連携
・事情聴取後、子どもを送り届けながら家庭を訪問し、事実を経過とともに伝え、その場で子どもに事実の確認をする。
・相手の子どもの状況も伝え、いじめの深刻さを認識してもらう。
・指導の経過と子どもの変容の様子等を伝え、指導に対する理解を求める。
・誰もが、いじめる側にも、いじめられる側にもなりうることを伝え、学校には事実について指導し、よりよく成長させたいと考えていることを伝える。
・事実を認めなかったり、うちの子どもは首謀者ではないなどとして、学校の対応を批判したりする保護者に対しては、あらためて事実確認と学校の指導方針、教師の子どもを思う信念を示し、理解を求める。
＊保護者の不信をかう対応
▲保護者を非難する。
▲これまでの子育てについて批判する。

⑶ 保護者との日常的な連携
・年度当初から、通信や保護者会などで、いじめの問題に対する学校の認識や、対応方針・方法などを周知し、協力と情報提供等を依頼する。
・いじめや暴力の問題の発生時には、いじめられる側、いじめる側にどのような支援や指導を行うのか、対応の方針等を明らかにしておく。